

新制度の保育料（利用者負担額）について

新制度における保育料については、子ども・子育て支援法に基づき、現行の保育制度と同様、世帯の所得の状況その他の事情を勘案し、国が定める水準を上限として市町村が定めることとなります。

国が定める水準については、国の資料において、現行の利用者負担の水準を基に、イメージとしての設定額が示されているところですが、正式な水準については、平成27年度予算編成を経てから、政令で定められることになるため、本市としては、来年度の新制度開始を見据え、現在示されている国の水準の考え方をベースにした保育料(案)を策定し、市民に対して周知を図りつつ、政令が公布された後には、速やかに正式な保育料を示すことができるよう対応を図っていきたいと考えております。

1 教育標準時間認定（1号認定）について

(1) 現行の幼稚園の保育料、補助制度について

幼稚園に対しては、これまで、国基準に基づく保育料がなく、各施設が独自で定める保育料を徴収しております。なお、本市では、保護者の経済的負担の軽減と幼稚園教育の普及充実を図るため入園料・保育料を減免するための就園奨励費補助を行っています。

(2) 新制度における国が定める水準（第1子の場合）

新制度における国が定める保育料の水準は、現行の利用者負担の水準を基本に利用者負担額が示されております。

【現行の利用者負担の水準】

階層区分	推定年収	現行の保育料
① 生活保護世帯	—	0円
② 市町村民税 非課税世帯 (市町村民税所得割 非課税世帯含む)	~270万円	9,100円 (≒ 108,800/12)
③ 市町村民税 所得割課税額 77,100円以下	~360万円	16,100円 (≒ 192,800/12)
④ 市町村民税 所得割課税額 211,200円以下	~680万円	20,500円 (≒ 245,800/12)
④ 市町村民税 所得割課税額 211,201円以上	680万円~	25,700円 (≒ 308,000/12)



【新制度の国が定める水準】

階層区分	推定年収	利用者負担
① 生活保護世帯	—	0円
② 市町村民税 非課税世帯 (市町村民税所得割 非課税世帯含む)	~270万円	9,100円
③ 市町村民税 所得割課税額 77,100円以下	~360万円	16,100円
④ 市町村民税 所得割課税額 211,200円以下	~680万円	20,500円
④ 市町村民税 所得割課税額 211,201円以上	680万円~	25,700円

※②~⑤：第1階層を除き、前年度分の市町村民税の区分が右の区分に該当する世帯

※現行の保育料：実際の保育料等の全国平均値（年額308,000円）から幼稚園就園奨励費補助の単価（国基準）を差し引いたもの。

※最終的な利用者負担はこの基準を上限として市町村が設定

(3) 新制度の本市の保育料（案）

新制度に移行した場合の教育標準時間認定の保育料については、新制度に移行しない施設の保育料との整合性等を踏まえ、別紙1のとおりとすることを考えております。

2 保育認定（2、3号認定）の保育料について

(1) 現行の保育料について

児童福祉法において、「市町村の長が定める額を徴収できる」と規定されている保育料ですが、本市においては『藤沢市保育に関する条例及び施行規則』において概ね国の定める保育料基準額の7割程度の保育料を設定し、徴収しております。

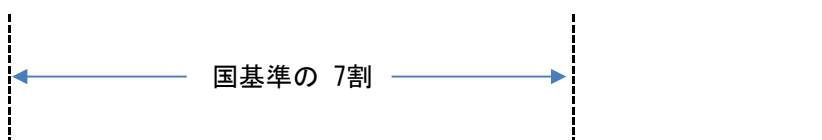
【本市の保育料（抜粋）】

※参考：国の定める保育料基準額

階層区分		3歳以上	3歳未満	階層区分	3歳以上	3歳未満
D1	所得税の額が10,000円未満	8,900円	11,200円	所得税額 40,000円未満	27,000円	30,000円
D2	10,000円以上 25,000円未満	12,300円	16,000円			
D3	25,000円以上 40,000円未満	14,400円	19,700円			

【保育料徴収額 平成24年度決算】

国の定める保育料基準額 1,910,489,040円



本市の保育料による徴収額 ※調定額 1,421,039,300円	市負担分
-------------------------------------	------

(2) 新制度における国が定める水準

新制度における国が定める保育料の水準は、現行の国の定める基準額と同額の水準が示されています。また、第2子、第3子の基準額についても現行と変わらない水準が示されております。

【現行の国の定める基準額】

階層区分	推定年収	費用基準 (3歳以上)	費用基準 (3歳未満)
① 生活保護	—	0円	0円
② 市町村民税 非課税世帯	～260万円	6,000円	9,000円
③ 市町村民税 課税世帯	～330万円	16,500円	19,500円
④ 所得税額 40,000円未満	～470万円	27,000円	30,000円
⑤ 所得税額 103,000円未満	～640万円	41,500円	44,500円
⑥ 所得税額 413,000円未満	～930万円	58,000円	61,000円
⑦ 所得税額 734,000円未満	～1130万円	77,000円	80,000円
⑧ 所得税額 734,000円以上	1130万円～	101,000円	104,000円



【新制度の国が定める水準】

階層区分	保育標準時間	
	2号認定 (3歳以上)	3号認定 (3歳未満)
① 生活保護	0円	0円
② 市町村民税 非課税世帯	6,000円	9,000円
③ 市町村民税 48,600円未満	16,500円	19,500円
④ 所得割課税額 97,000円未満	27,000円	30,000円
⑤ 所得割課税額 169,000円未満	41,500円	44,500円
⑥ 所得割課税額 301,000円未満	58,000円	61,000円
⑦ 所得割課税額 397,000円未満	77,000円	80,000円
⑧ 所得割課税額 397,000円以上	101,000円	104,000円

(3) 新制度の主な変更点

①保育料の算出根拠となる税額の変更

従来の所得税額から算定していた方式を変更し、市町村民税の所得割額から階層区分の決定を行うこととなります。(税額控除は、調整控除を除き反映しない取扱い)

②保育短時間認定を受けた子どもの保育料設定

新制度における保育の必要性の認定については、『保育標準時間(主にフルタイム就労を想定。現行の11時間の開所時間に相当)』と『保育短時間(主にパートタイムの就労を想定)』とに区分されることになり、国が定める水準では、保育短時間認定を受けた子どもの保育料について、保育標準時間認定の1.7%減とする設定額が示されています。

【新制度の国が定める水準(短時間認定)】

階層区分	保育標準時間		保育短時間	
	2号認定 (3歳以上)	3号認定 (3歳未満)	2号認定 (3歳以上)	3号認定 (3歳未満)
① 生活保護	0円	0円	0円	0円
② 市町村民税 非課税世帯	6,000円	9,000円	6,000円	9,000円
③ 市町村民税 48,600円未満	16,500円	19,500円	16,300円	19,300円
④ 所得割課税額 97,000円未満	27,000円	30,000円	26,600円	29,600円
⑤ 所得割課税額 169,000円未満	41,500円	44,500円	40,900円	43,900円
⑥ 所得割課税額 301,000円未満	58,000円	61,000円	57,100円	60,100円
⑦ 所得割課税額 397,000円未満	77,000円	80,000円	75,800円	78,800円
⑧ 所得割課税額 397,000円以上	101,000円	104,000円	99,400円	102,400円

(4) 新制度の本市の保育料(案)

標準時間認定の保育料については、国の水準に変更がないことを踏まえ、国基準の7割程度としている本市の保育料についても現行を踏襲する形で、設定することを検討します。

なお、階層区分は、国の方針に基づき、所得税から市町村民税の範囲へと置き換えを行います。

また、短時間認定における保育料については、国が定める水準と同様に標準時間認定の1.7%減の設定とすることを考えております。

3 多子軽減の取扱いについて

国からは、現行制度と同様の多子軽減措置を導入する方針が示されています。

<具体的内容>

(1) 教育標準時間認定について

小学校3年までの範囲において、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降については無料とすることが検討されています。

(2) 保育認定について

就学前の子どものうち、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降については無料とすることが検討されています。

平成26年度 1カ月当たり保育費用(保育料)表

(単位:円)

階層の定義			階層	徴収金額(月額)						
				3歳以上児			3歳未満児			
				第1子	第2子	第3子	第1子	第2子	第3子	
生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国在留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯			A	0	0	0	0	0	0	
所得税非課税世帯	平成25年度分の市町村民税	非課税	母子・父子世帯等	B1	0	0	0	0	0	0
			その他の世帯	B2	2,500	1,200	0	3,500	1,700	0
		均等割のみを課税		C1	4,100	2,100	0	6,000	3,000	0
		所得割8,500円未満		C2	5,400	2,700	0	7,000	3,500	0
		所得割8,500円以上		C3	6,500	3,300	0	8,300	4,300	0
平成25年分所得税課税世帯	25年分所得税の額が10,000円未満			D1	8,900	4,500	0	11,200	5,600	0
	10,000円以上 25,000円未満			D2	12,300	7,100	0	16,000	9,300	0
	25,000円以上 40,000円未満			D3	14,400	8,500	0	19,700	11,500	0
	40,000円以上 62,000円未満			D4	16,700	9,900	0	24,800	14,800	0
	62,000円以上 83,000円未満			D5	20,400	12,200	0	32,300	19,400	0
	83,000円以上 103,000円未満			D6	22,900	13,800	0	38,500	23,400	0
	103,000円以上 148,000円未満			D7	25,100	15,200	0	42,600	26,100	0
	148,000円以上 194,000円未満			D8	26,200	15,800	0	45,100	27,600	0
	194,000円以上 242,000円未満			D9	27,400	16,700	0	47,700	29,200	0
	242,000円以上 290,000円未満			D10	29,100	17,800	0	51,000	31,300	0
	290,000円以上 413,000円未満			D11	30,500	18,700	0	54,500	33,600	0
	413,000円以上 580,000円未満			D12	31,600	19,500	0	58,200	36,000	0
	580,000円以上 734,000円未満			D13	32,600	20,100	0	60,500	37,300	0
	734,000円以上 960,000円未満			D14	34,300	21,100	0	63,700	39,200	0
	960,000円以上			D15	36,100	22,200	0	67,000	41,300	0

※税制改正により、年少扶養控除および特定扶養控除の上乗せ部分が廃止となりましたが、平成26年度保育料決定の基準となる所得税、住民税額については、保護者が控除廃止に伴う影響を受けないように、扶養控除廃止前の基準を適用して算定します。また復興特別所得税についても影響を生じさせないよう、適用前の税額で算定します。

- この課税額の計算をする場合には、市町村民税については配当控除・外国税額控除・住宅借入金等特別控除・寄附金税額控除、所得税額については配当控除・外国税額控除・住宅借入金等特別控除・電子証明書等特別控除(いずれも税額控除)の適用はありません。
- この表の階層区分認定は、父・母及びそれ以外の扶養義務者(家計の主宰者である場合に限る。)の課税額により認定します。
- 児童の年齢区分については、入所当該年度の初日である4月1日によるものとしています。(基準日:平成26年4月1日)
- 同一世帯の児童区分における「第1子」、「第2子」、「第3子以降」とは、同一世帯から同時期に保育園、幼稚園又は認定こども園に入所、入園している児童について、年齢順により当てはまる児童の順序をいいます。さらに保育所の児童の兄、姉が特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部、または児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用する就学前児童についても算定対象人数に含めます。詳細は保育課にご確認ください。

お問い合わせ 保育課 0466-25-1111 電話交換手に「保育課」とお伝えください

「第1子」または「兄・姉が幼稚園に同時就園している場合」(16歳未満の扶養親族が2人いる場合)

階層区分	区分	減免限度額	保育料(入園料含む)の全国平均 308,000円			
Aランク 生活保護世帯	第1子	316,000円	308,000円		8,000円	
	第2子	316,000円	308,000円		8,000円	
	第3子以降	353,000円	308,000円			45,000円
Bランク 市町村民税非課税世帯 (均等割のみ課税含む)	第1子	207,200円	108,800円	199,200円	8,000円	
	第2子	261,000円	55,000円	253,000円	8,000円	保護者負担額 55,000円 ≒ 108,800 × 1/2
	第3子以降	353,000円	308,000円			45,000円
Cランク 市町村民税所得割額 77,100円以下世帯	第1子	123,200円	192,800円	115,200円	8,000円	
	第2子	219,000円	97,000円	211,000円	8,000円	保護者負担額 97,000円 ≒ 192,800 × 1/2
	第3子以降	353,000円	308,000円			45,000円
Dランク 市町村民税所得割額 211,200円以下世帯	第1子	70,200円	245,800円	62,200円	8,000円	
	第2子	193,000円	123,000円	185,000円	8,000円	保護者負担額 123,000円 ≒ 245,800 × 1/2
	第3子以降	353,000円	308,000円			45,000円
Eランク 市町村民税所得割額 366,900円以下世帯	第1子	21,000円	308,000円			21,000円
	第2子	154,000円	154,000円	154,000円		保護者負担額 154,000円 ≒ 308,000 × 1/2
	第3子以降	353,000円	308,000円			45,000円
Fランク 366,900円以上世帯	第1子	10,000円	308,000円		10,000円	
	第2子	154,000円	154,000円	154,000円		
	第3子以降	353,000円	308,000円			45,000円

※表中の「第1子」とは、戸籍上の第1子である園児及び小学校4年生以上に兄・姉を有する第2子以降の園児

※市町村民税所得割課税額は16歳未満の扶養親族が2人いる場合の金額であり、19歳未満の扶養親族の数及び区分(16歳未満か、16歳以上19歳未満)によって所得割課税額は異なる。

※減免額は幼稚園に納入した入園料・保育料の額が限度

◎藤沢市における教育標準時間利用者負担額(案)

新制度における教育標準時間認定の利用者負担額の案についてお示します。

ここに記載されている利用者負担額は、あくまで現時点での(案)であり、今後、国からの指示等により変更される可能性もあります。

						幼稚園第1子
市町村民税額 (所得割)	国の 階層区分	本市の 階層区分	ランク別人数 (現行制度)	実質利用者負担額 (現行制度)	利用者負担限度額 (新制度国提示)	利用者負担額 (案)
生活保護世帯	①	A	9	0	0	0
非課税世帯 均等割のみ課税	②	B	283	9,683	9,100	9,100
～77,100						
77,101～ 211,200	④	D	2,275	20,797	20,500	20,500
211,201～ 366,900						
366,901～	F	478	25,799	25,700	25,700	

※上記表中の実質利用者負担額は入園料／3と保育料との合計(市内平均額)

1. 利用者負担額設定について

(1)階層

現在の幼稚園就園奨励費の階層(6階層)とする。

(2)利用者負担額

本市の現行の実質利用者負担額は、Eランクを除き国が示している利用者負担の限度額を超えていることから、新制度に移行した場合のEランクを除いた教育標準時間の利用者負担額については限度額いっぱい設定する。なお、Eランクの部分については、現行の実質負担額を利用者負担額とする。(第2子半額、第3子以降無料)

2. 経過措置

来年度以降新たに施設を利用する利用者についてはこの設定価格とするが、現在施設を利用し、来年度以降も継続して利用する保護者について、移行後の保育料が現在の保育料を上回ってしまう場合については、各施設の判断により、現在の実質負担保育料に据え置く経過措置を設けることとし、移行後の保育料との差額分については、市側でも一部負担をすることとする。(経過措置の適用は、施設が適正に運営されていることが要件)

2年目以降の利用者負担額を比べると移行前と移行後では下記の表のとおり差額が生じる。

(例)3歳児クラスに在園中で、翌年に在園施設が新制度に移行する場合(現在の就園奨励費区分はBランクと仮定)

移行前		移行後		差 額
入園料	年間保育料	就園奨励費補助	年間保育料	
0円	240,000円 (19,000×12ヶ月)	207,200円	109,200円 (9,100×12ヶ月)	76,400円